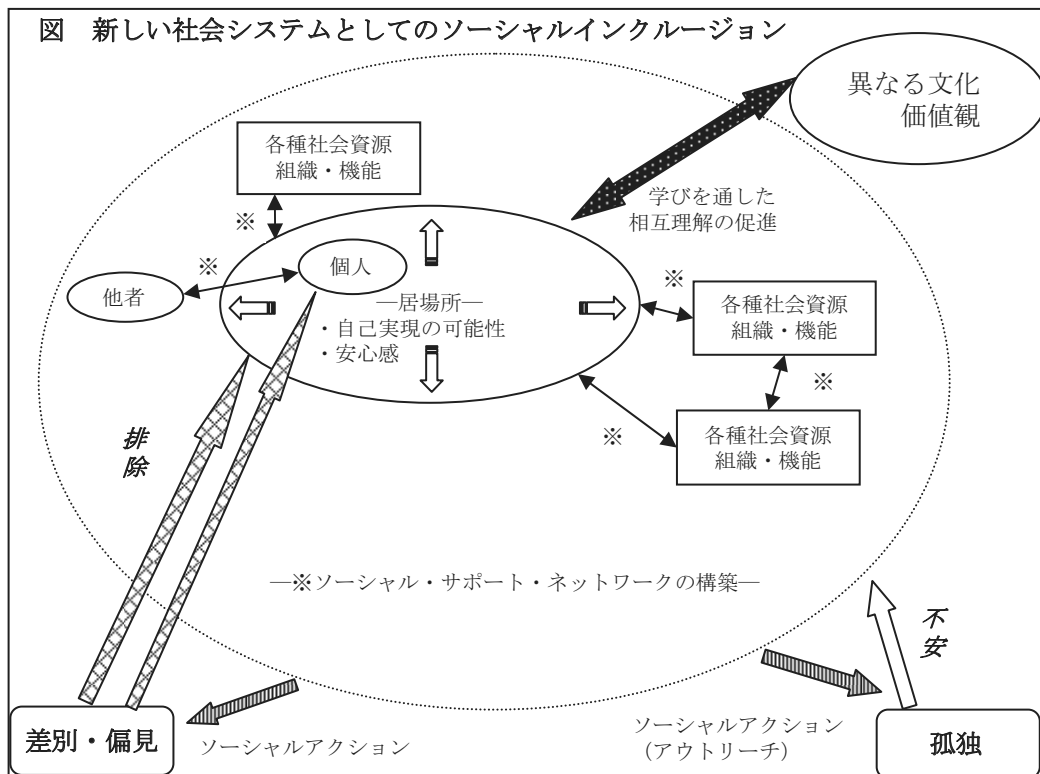


と等々、反省点が多くあり今後の課題となった。しかし、フリースクールの取り組みに少しでもかかわれたことは、私の今後の財産であり、スタッフの皆様と子どもたちの懸命な活動・成長から多

くのことを学ばせていただいた。実習においてお世話になった皆様に深謝し、本研究をまとめさせていただく。



### 「児童養護施設におけるソーシャルワークの実態と課題」

○小 山 菜生子 (2005年院前期卒; 旭児童ホーム)  
松 岡 是 伸 (2005年院前期卒; 名寄市立大学)

#### 1. はじめに

近年の児童虐待の増加は、本来児童養護施設が担うべき役割・機能、そしてミッションにも大きな影響を与え、子どもや親たちに対する支援や援助関係ではいくつもの混乱がみられる。例えば子どもにとって親という存在は、成長と発達をする過程において様々な意味で影響力がある。虐待を受けた子どもは親を憎む気持ちをもちつつも、ど

ちらかという虐待を受けていても親への信頼感、期待感を持ち、絶対的存在として立場を崩さない。適正な養育環境を必要とする子どもほど、内面的部分で自分自身の気持ちが揺れ動き、不安定な状態になっていると言える。

子どもを取り巻く人間関係や社会関係で関わる人々とのあいだでは、様々な行為が絡み合っている。この中で子どもの最善の利益をいかに確保し、家族間調整などをして保護者の養育意欲、能力、環境を向上させていくかが、子どもへの支援、援助などにおいて重要であると考えられる。

そこで本研究では子どもや親などのクライアントシステムに注目し、そのつながりの状態などを把握していくなかで、専門職者がどのように支援

や介入、援助していくかを明確にしていくことを目的とする。

これらのことから子どもの最善の利益をソーシャルワークという観点からどのように具現化していくかを検討する際や、子ども、親などに対する専門的な援助関係の形成、そして適切な支援、介入のあり方などを検討する際の一助となると考えている。また専門職種が連携し子ども並びに家族を支えていくあり方を浮き彫りにすることも本研究の意義がある。

## 2. 研究の方法（分析の枠組み）

本研究はM児童養護施設（以下M施設とする）のファミリーソーシャルワーカー（FSW）がかかわったケースについて援助過程に沿って検証していく。その際、日常生活における子どものケアへの着目は必要最小限とし、親及び親子関係へのかかわりに注目していく。親子関係へのかかわりとは主に、①M施設と親とのやりとりの場面、②子どもとの会話、③ケースカンファレンスである。

なお本研究におけるケースの活用に関して施設長の許可を得、また記述に関しては、ケース記録やメモ書きなどを資料として利用し人物が特定されないように配慮した。

## 3. 事例；虐待を受けていたAと実母・養父との関係について

### 事例の概要

- ・ A（男児；入所時7歳）は、小学校3年生の1月から小学校を卒業するまでM施設に入所していた。
- ・ 施設入所の理由は、実母と再婚した養父からの身体的虐待である。養父はAの頭部を殴り、数針縫う怪我を負わせてしまった。これによって病院からの通報を受け、児童相談所（以下児相とする）がAの一時保護を決定した。
- ・ 一時保護後すぐに、実母と養父はともにAの家庭引き取りを希望した。しかし問題の発生状況からAの児童養護施設への入所が妥当と判断され、施設入所に至った。

- ・ Aは小学校卒業を機に家庭復帰となった。家庭復帰後の養育環境・状況ともに特にAと養父との関係もうまくいかず、家庭復帰1年を経過した頃に再び施設入所となった。

### （1）Aの児童養護施設入所

入所時、この親子に対する支援・援助計画では、①児相での面会、②M施設での面会、③Aと実母・養父との外出、④自宅への外泊、⑤Aの家庭復帰という段階を踏んで親子関係を調整していく予定であった。しかしM施設入所後、面会は実母と養父との個人的都合を理由に突然のキャンセルが多くなり、面会の実施自体がままならない状況となった。また、突然にAの引き取りを要求するような電話を児相にかけることがあり、期待と不安を持って待っていた面会の突然のキャンセルなどによりAに心的混乱が見られていた。また実母と養父は引き取りを希望しつつも、「もう帰ってこなくてよい」などと拒否する態度を見せたりしてAをさらに混乱させた。

このことから、M施設、児相との間で支援調整が行われた。Aの成長と発達にとっては実母・養父とのかかわりは良くも悪くも今後大切であるとし、Aと実母・養父との関係を切ることなく、現状においては両者のあいだに定期的に接点を持たせていくという方針となった。両者の関係性を維持・向上させるため、実母と養父との連絡がとれなかったり、面会日の調整がうまく進まない場合はFSWがAを連れて家を訪れ、在宅での面会を行った。

その後実母と養父を交えたカンファレンスがM施設で開催され、「家庭復帰をこの時までにと期間を設定するのではなく、M施設を活用しつつAを家庭で養育できるようにしていきましょう」という施設側の見解を実母と養父に伝えた。しかしながら、小学校卒業が間近になると、実母と養父はAが中学生になるから、という理由で引き取りを強く要求してくるようになった。M施設と児相はAの家庭復帰は早いと考えながらも家庭復帰を検討した。第1にAの状況である。Aは施設入所当

初は心的な混乱も見られたが、少しずつ生活に慣れ小学校でも友達ができ、学校を欠席することもなく、小学校卒業時にはいろいろな場面において安定してきた様子がかがえた。第2に、実母と養父の養育における能力、意欲、環境などの状況である。実母と養父の養育能力は特段に低いわけではなく、なんとか彼らなりにイメージする親としての役割を果たそうとしている。不確実ながらも、Aの心的状況や人間関係、社会関係が安定してきたこと、実母と養父の養育意欲が見られることなどをプラスの要因ととらえ、そして実際に一緒に生活できるかそれぞれに考えてもらうためにも、Aは小学校卒業と同時に家庭復帰となった。中学入学の準備は実母が熱心にやっていた。

## (2) Aの退所と家庭復帰

Aの退所後、Aと家庭、学校での状況などの把握を見相の担当ワーカーが中心に行い、M施設にも状況報告して連絡を取り合った。M施設もAとその家庭とのかかわりを維持するため、定期的な家庭訪問の実施、学校の長期休暇に施設の行事に誘うなどしていた。実母と養父はM施設とのかかわりに消極的で、担当ワーカーやFSWが家に向向いてもAと会う機会も得られなかった。

Aが退所し半年が経過した頃、M施設に実母が電話をかけてきて、「Aが大変でなんとかしてほしい。…もうM施設に連れて行ってもらいたい」と訴えた。FSWは「詳しく話を聞きたいので自宅へお伺いします」と、訪問したい旨を伝えた。実母は「助かります」と言い、FSWの申し出を受け入れていた。しかし数分後、「…(Aと家庭は)大丈夫です。なんとかがんばれるから…」と養父が電話をかけてきて、その日の訪問は中止となった。この後2週間に1～2回ほど実母・養父と連絡をとるようになった。このような電話のやり取りのなかでAの様子を訪ねると、特に養父の方は「まあ、大変だけど、Aはそんなにできが良くないのはわかっているから…。…(Aの状況は)、すぐにどうこうならないから(良くならないから)…」というようなAに対する考え方や、時には「(Aの

ことを) わかっていても、イライラしますよね…」とAの行動に対して不満をいうようになっていた。この定期的な電話連絡は、主に養父のAに対するストレスなどを発散する場となっていた。M施設退所後、連絡もままならなかった家庭に対して、連絡を取れる環境を作ることができ、以前と比較し家庭の状況が施設側もわかるようになっていった。施設からの行事への誘いにもAが参加するようになった。AはM施設に来ると、家に帰りたくないような素振りを見せていた。また夕方Aを迎えに来る養父は冗談めいて「しばらく帰ってこなくていいよ」などとの言葉掛けを職員やAの前でした。M施設では、これらの様子を見ても、家庭を中心に支援・援助していく方針を示した。それは施設などの資源を活用し、実母と養父の養育能力、意欲、環境の維持・向上を目指すためであった。FSWはAの成長の変化を実母と養父に伝えたり、実母・養父の養育に対する不満や不安などをできる限り引き出して聞いた。このようにしてそのつど親子関係のおおまかな輪郭を捉え、適切で程よい関係をさぐるような関わりを続けていった。そうした中から、養父からAを「ひどく怒ってしまった」「Aとの関係が苦しい」との相談が持ちかけられるようになった。FSWは養父の主訴に傾聴するとともに、見相に家庭状況を報告し、連携体制を整えてこの家庭を再び在宅で支援していく準備をはじめた。これは、家庭復帰の際十分に話し合えずあいまいになってしまったことでもあった。

## (3) Aの家庭からの再入所

このような折、再びAが一時保護された(この時担当ワーカーは変わっていた)。理由は、まず、一時保護所の行事にAが参加した際に、Aが「(自宅に) 帰りたくない」と言ったこと。さらに、日帰りの行事であるにもかかわらず、Aが自分の着替えを詰めたバッグを持っていたことであった(なぜこのような準備をしたかは不明)。Aを一時保護したことを見相の担当ワーカーから知らされた養父は激怒し、見相との話し合いにも応じな

かった。そのためM施設が仲介に入り、結果としてAはM施設に再入所となった。F S Wは養父に対し入所の目的を明確にし、施設入所の同意を得ようとした。まず、A自身が現在どのような状態で日々を過ごしていたのか、家族をどのように思っていたのかなどを入所中に聞いてみたいと伝えた。養父も同様の気持ちを持っており、「Aが何を考えているのかわからないことが苦しいのだ」と訴えた。次に、AをM施設から現在通っている中学に通学させることを伝えた。養父は一時保護所で登校できなくなっていることを心配していたので入所に対して了解した。そして、家族分離が親子関係を維持させるためだと理解してもらえよう、すぐに面会を設定した。面会の目的は、第三者（ワーカー）が同席しているという公平な場の中で、互いの気持ちを理解し合うことである。面会でAは、養父を見ることができず、ビクビクしている様子で、まともに話すことが出来ない。だが養父はAに自分のAへの思いを必死に伝えた。

このような面会を数回重ね、平日はM施設、週末は自宅で過ごすという期間を経て約2ヶ月後家庭復帰した。

#### 4. 考察

##### (1) Aと家庭へのかかわり

Aに対する実母と養父の言葉や行為は、Aの心理面や行動などへの影響力がある。各機関は家族分離を経て、Aとその家庭との関係を維持させようとした。面会では、実母・養父とAとの力関係やAの生育歴などから第三者（ワーカー）を配置し、力関係を緩和し互いを理解するような関係形成が重要であった。

Aの家庭復帰後、施設は家庭とのかかわりがとりづらくなかで、Aの家庭を孤立させないようにかかわった。一般的には施設退所により、かかわりは終結したと言える。しかし施設側はAの家庭が地域で孤立しないよう、電話をかけたり行事へ誘うなどして関係を持とうとした。これが、家庭（実母）のSOSの声を受け止めることにつながり、養父も拒否的な態度からAに対する養育の不満や

不安をFSWに話すまでになっていた。

##### (2) 関係の継続性の重要性

Aとその家庭に対するかかわりの継続が重要である。地域の機関や児相の支援が必要であるがある程度の期間、担当ワーカーやF S Wが関与することが必要である。例えば児相と養父が、2回目の一時保護で話し合いができないとき仲介役となったM施設のF S Wは、Aの初めての施設入所からかかわってきた人物であった。養父とF S WはAの養育の難しさ、わかりづらさなどを共有しやすい関係になっていた。養父を単に「虐待者」としてみているわけではないことが養父にも伝わり、このままAが一時保護所にいるより、M施設に入所させた方が良いと言える結果を引き出すことができた。わずかながらでもなんらかの家庭へのアプローチの結果であった。

これらから、当然のこととして援助・支援開始から終結までかかわり続けることのなかに、家庭の“生活”に着目した「縦のマネジメント」が重要であると言える。

#### 5. まとめ

事例から、1) 家庭に対する「関係性・かかわり」を継続することが重要であり、かつ2) 家庭での生活に着目した「縦のマネジメント」が必要となった。このふたつは相互に関連してはじめてワーカーの行為が専門的かかわりになったと言える。そしてこの専門的行為こそソーシャルワーク実践のひとつである。これによりAの最善の利益を確保することを可能としつつ、家族間の調整を実現できる。さらにクライアントシステムを中心とした相談援助展開をすることができ、家族構成諸個人のエンパワメントを高めていくことができると考えることができる。

児童養護施設でのソーシャルワーク実践での課題としては、事例分析の結果で析出されたような、子どもと家庭に対するかかわりと縦のマネジメントがかかわり方として明白化されていないと言え

ることである。

#### 参考文献

- ・ 資生堂社会福祉事業財団編 (2008) 『世界の児童と母性 (VOL.64)』
- ・ STARS(資生堂児童福祉海外研修同窓会)編集委員会編 (2008) 『ファミリーソーシャルワークと

児童福祉の未来- 子ども家庭援助と児童福祉の展望』中央法規

- ・ 松岡是伸 小山菜生子 (2008) 『ソーシャルワークの機能と役割に関する一考察- 児童養護施設の実践事例をもとにして- 』名寄市立大学「紀要」第2巻